



行政手続きのオンライン化を進め県民の利便性向上を図るため、見直し対象とした押印の98.6%を廃止

◎ 押印見直しの趣旨

県に対する行政手続きについて、県民の負担軽減や利便性の更なる向上、行政サービスの効率的・効果的な提供を図る観点から、押印の見直しをはじめ、書面、対面手続きを見直ししていくことにより、オンライン化（電子メールを含む）を可能にしていくもの。

◎ 見直しの概要

- (1) 見直しの対象・・・県に対する行政手続き（申請等）において求めている押印（知事部局所管分）
- (2) 基本的考え方・・・県で見直し対象とした手続きは、原則「押印を廃止」

見直し結果

● 県で見直し対象とした押印の手続き

5,009件 (A)

うち押印廃止の手続き

4,939件 (B) (B/A = 98.6 %)

うち9月末までに廃止する手続き

4,575件

うち令和3年度中に廃止する手続き

364件

押印を存続する手続き 70件 (1.4 %)

(存続する手続きの考え方)

- ・契約書、契約書に準じるもの（入札書、借用証書など）
- ・県以外の機関等が押印を求めているもの（口座振替依頼書など）

◆廃止の具体的な事例

- ・補助金の交付申請書、実績報告書
- ・県に対する支払い請求書
- ・屋外広告物許可申請書 等

※県で見直し対象とした押印の手続きのほか、押印を廃止するためには法律改正や政省令改正が必要となるもの 563件

● 押印廃止に伴う手続きのオンライン化 約1,000件

今後の対応

オンラインで利用できる行政手続きのさらなる拡充に向けて、提出書類の簡素化や記載事項の簡略化など、必要な対応を進めていく。